

加賀温泉駅全天候型広場施設利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、施設の指定管理者である株式会社ホクタテ・表示灯株式会社共同体（以下「甲」という。）が管理・運営する加賀温泉駅全天候型広場施設（以下「本施設」という。）の独占利用に関して必要な事項等について定めるものとし、加賀温泉駅全天候型広場施設条例及び加賀温泉駅全天候型広場施設条例施行規則に基づくものとする。各事項については、今後変更する可能性があるため、その際はホームページ等で独占利用者（以下、「乙」という。）へ通知するものとする。

第1条 （独占利用の目的）

本施設は、飲食物の提供、物販、セミナー、ワークショップ、講習会、各種展示会等の目的で有料にて独占利用できるものとする。利用目的に想定のない利用申し込みがあった場合は都度関係各所と協議の上、利用可能かどうかを十分審議の上実施可否を決定する。また、一般利用者の滞在を妨げる独占利用は控えなくてはならない。

第2条 （本施設の開放時間・利用受付時間・臨時休業日）

独占利用者の営業もしくは利用時間は 9:00～21:00 で自由に設定できるものとし、また、連続利用日数は原則 5 日間とする。利用受付時間は 8:30～17:30 とする（年中無休）。本施設の都合で臨時休業する場合は予めホームページ等で通知する。

第3条 （指定管理会社の権限）

本施設の運営会社である甲は、乙が本規約に反する行為に及んだ場合、又は本施設の健全な運営を妨げる行為を働いた場合には、利用を拒絶する権限を有する。

第4条 （利用の制限）

下記の者・組織は本施設を利用できない。

- ① 暴力団関係者、又は反社会的行為に関わる者
- ② 違法なセールス、悪質な勧誘を目的とする者
- ③ その他、甲が独占利用者として適さないと判断した者

第5条 （利用料金）

1. 本施設利用料金と附属設備利用料金については、【別表 1】に定める。
2. 利用料金の支払について、甲は利用料金を該当月 1 日から末日までの分を毎月末日までに乙に請求し、乙は翌月末日までに甲の指定する口座に振り込むものとする。
なお、振込手数料は乙の負担とする。
3. 利用料金の改定

経済情勢の変動等により材料の価格等が改定された場合、その他やむを得ない理由があるときは、利用料金を改定することができる。

4. 利用料金の減免については、【別表2】に定める。

第6条（本施設利用時の予約及び申込みについて）

1. 本施設の利用を希望する者は甲の指定する方法に従い施設の予約申し込みを行う。
2. 本施設を利用する場合は、乙は甲に利用の1週間前までに利用申込書（別紙【様式第1号】利用申込書）を提出するものとする。
3. 本施設の利用申込みを行った者は本規約に同意したものとする。

第7条（利用日時、利用部分、利用備品の予約）

1. 乙は甲に対して利用日時、利用部分、利用備品を申込書にて告知するものとする。
2. 他利用者による予約のため利用できない可能性がある。その場合、先に利用予約していた者を優先とし、乙についても同様とする。

第8条（利用終了後の原状回復）

1. 利用終了後は、乙自身で清掃及び整頓を実施し、使用前の状態まで原状回復をする。
2. 本施設内外の建築物、設備、什器、貸出備品などを毀損、汚損、紛失させた場合には、甲は乙に対し、修繕・修理・再取得、専門業者による清掃、および休業に係る費用を全額賠償請求する。

第9条（安全管理）

1. 本施設利用中は、乙は自身の指定する管理責任者のもと、火災予防、防災、防犯の安全管理をするものとする。
2. 乙が飲食物を提供する場合は、乙は食中毒に細心の注意を払うこと。
3. 貴重品の管理は乙自身で行い、窃盗及び紛失等に対し甲は一切の責任を負わないものとする。

第10条（利用にあたっての注意事項）

1. 本施設の利用にあたり以下の注意事項を定める。
 - ① 本施設内は喫煙場所を除き禁煙とする（電子タバコを含む）。
 - ② 危険物や動物を持ち込まないこと。
 - ③ 近隣の住居・店舗に迷惑のかかる騒音、臭気、振動などを発生させてはならない。
 - ④ 商品の配達及び陳列は、乙自身で行うこと。
 - ⑤ 商品の盗難・破損等に対する補償は、甲は一切行わない。
 - ⑥ 許認可の必要な行為を、未許可または資格のない状態で行ってはならない。

- ⑦ 利用許可のない施設への立ち入りや、設備・備品の無断使用を禁ずる。
- ⑧ 利用の権利を他人に譲渡・または転売することはできない。
- ⑨ 甲の許可なく、事前予約したスペース又は日時以外で作業及び催事行為をしてはいけない。
- ⑩ 壁・柱・窓・扉などにポスターや旗などを貼ったり、釘類を打ったりしてはいけない。
- ⑪ 危険物や他人の迷惑となる物品の陳列もしくは販売をすることはできない。
- ⑫ 飲食物を提供する際は、乙が必要なゴミ箱を提供場所に設置する。
- ⑬ 非常口・消火設備の周りには物を置かず、会場内には一定の動線を確認すること。
- ⑭ 利用終了後、時間の範囲内で、片付け・清掃を済ませて退出すること。
- ⑮ 施設・附属設備・備品等は、使用終了後直ちに元の状態に戻し、甲の点検を受けること。
- ⑯ 発生したゴミは指定のゴミ置き場に分別して捨てること。

以上の注意事項に反することや、甲からの注意に従わず、また本規約に違反すると甲が判断した場合には即座に利用を停止するものとする。

2. 本施設の管理運営上、安全管理上、風紀上問題があると甲が判断した場合には、即座に利用を停止するものとする。
3. 乙が甲へ伝えていた使用目的と実際の使用内容が著しく異なる場合、または利用申込書の内容に偽りがあると認められると甲が判断した場合には、即座に利用を停止するものとする。

第 11 条 （本施設内での飲食物提供について）

1. 本施設内を利用して飲食物を提供するにあたり、乙は食品衛生法及び関連法令を遵守し、必要な営業許可を保健所または関係機関から取得する義務を負う。
2. 利用申込書【様式第 1 号】および営業許可証の写しを甲に提出し、食品衛生責任者の資格がわかるもの（調理師免許、製菓衛生師免許、食品衛生責任者講習受講修了証等）を提示しなければならない。また、利用にあたっては、管轄保健所の衛生管理指導の記載事項を厳守すること。
3. 乙は食品衛生責任者を必ず設置し、利用中の衛生管理に最大限の注意を払うこと。
4. 営業許可を取得する際は、乙自身で許可取得に必要な申請書類を準備し、管轄保健所に届け出ること。
5. 乙が営業許可を取得していない状態で営業を行い、保健所または第三者から指摘を受けた場合は乙が全責任を負うものとし、甲は一切責任を負わない。
6. 乙は賠償責任保険及び食中毒保険に加入し、その証明書を乙に提出すること。
保険未加入に起因する損害は乙が全額負担するものとする。保険は利用期間中において継続されなければならない。解約した場合は速やかに甲に報告すること。
7. 調理中の事故・怪我・食中毒等のトラブルに関して、甲は一切責任を負わない。
8. 乙の責に帰すべき事由により甲に損害が発生した場合は、甲は乙に対し全額賠償請求す

る。

9. 利用終了後は乙により確認点検し、甲の点検を受けること。後片付けが不十分と判断した場合は、甲は今後の利用を断る場合がある。
10. 許可なく備品の持ち出しや改造を行ってはならない。
11. 乙は、設備の不具合・事故・顧客クレームなどの発生時は速やかに甲に報告すること。また、クレームや苦情について乙は誠実に対応すること。
12. 許可なく火気や危険物を持ち込んではいない。

第12条 (利用の承認取り消し等について)

本施設の利用にあたり、以下の項目に該当する場合、利用の承認を取り消し・停止することがある。

- ① 利用の申請に重大な偽りがあったとき。
- ② 他人に迷惑をかけ、または危害を及ぼすおそれがあるとき。
- ③ 加賀温泉駅全天候型広場施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ④ 鉄道の運行又は乗降客の駅利用に支障が生じるおそれがあるとき。
- ⑤ 加賀温泉駅全天候型広場施設の管理上支障があると認められるとき。

第13条 (免責及び損害賠償)

1. 甲は本施設内での事故・怪我等の責任は、その原因の如何を問わず一切負わないものとする。ただし、甲の故意または重大な過失による場合を除く。
2. 甲は本施設内での盗難、紛失、毀損事故等の責任は、その原因の如何を問わず一切負わないものとする。ただし、甲の故意または重大な過失による場合を除く。
3. 天変地異、関係各省からの指導、その他甲の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害において甲は一切の責任を負わないものとする。
4. 乙の過失により火災が発生した場合、甲は乙に対し、原状回復にかかる費用及び事業に係る損失補填、解体費用、再建築費用等の損害賠償請求をするものとする。
5. その他、乙が規約利用の承認の際に付した条件に違反した、または乙の過失により甲が損害を被った場合には、甲は乙に対し全額賠償請求をするものとする。
6. 甲の責に帰すべき事由により、乙が損害を被り、その損害の賠償を甲へ請求した場合、受領した使用料を限度として賠償するものとする。ただし、乙の損害賠償のうち、機会損失等の損失利益については賠償の責を負わないものとする。
7. 食中毒等、調理・飲食に起因する人的損害について甲は一切責任を負わないものとする。
8. 加賀温泉駅全天候型広場施設条例に基づく処分によって、乙が損害を受けることがあっても、甲は一切その責任を負わない。

第 14 条 （個人情報の取扱い）

甲は、本施設の運営にあたり取得する個人情報について適切な取り扱いと保護に努める。

（2026.3.31 作成）

【別表 1】 加賀温泉駅全天候型広場施設利用料金

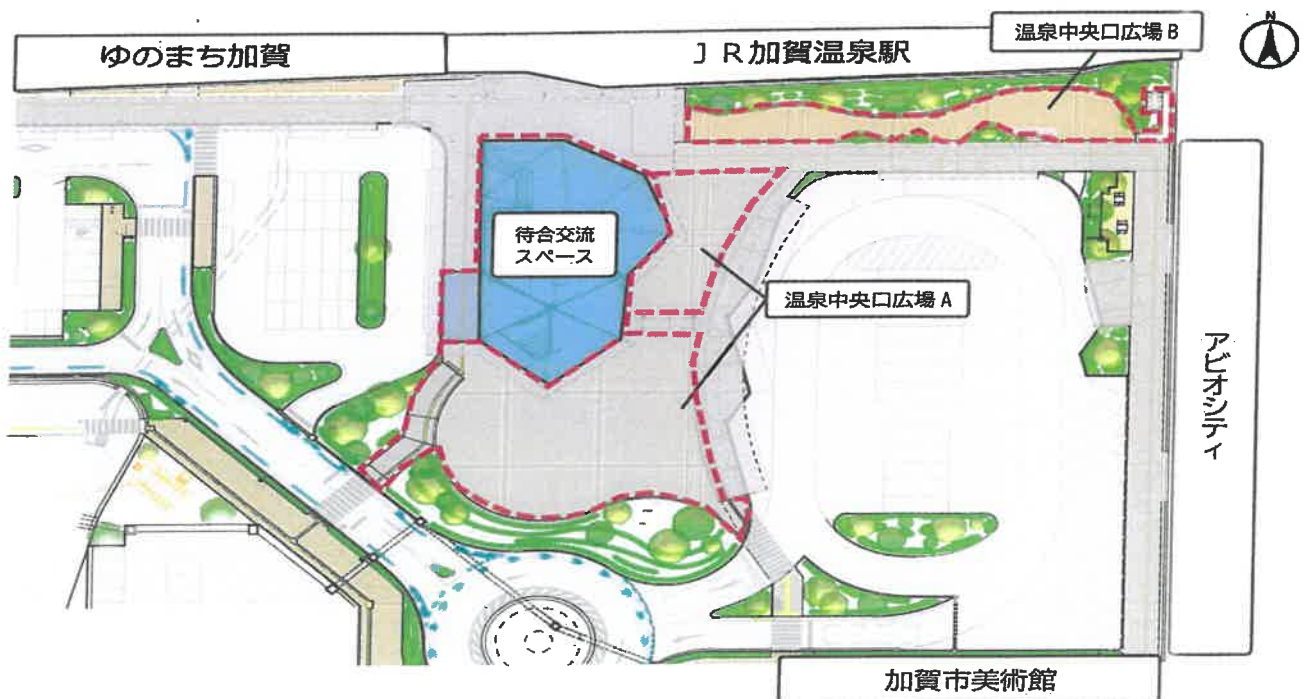
区分			単位	金額(税込)
待合交流スペース	全体利用	平日	1 時間	5,000 円
		休日		6,000 円
	1 階全面利用	平日	1 時間	3,000 円
		休日		3,600 円
	1 階部分利用	平日	10 平方メートル につき 1 時間	200 円
		休日		240 円
	2 階全面利用	平日	1 時間	2,000 円
		休日		2,400 円
温泉中央口広場 A	全面利用	平日	1 時間	3,000 円
		休日		3,600 円
	部分利用	平日	10 平方メートル につき 1 時間	100 円
		休日		120 円
温泉中央口広場 B	全面利用	平日	1 時間	1,100 円
		休日		1,300 円
	部分利用	平日	10 平方メートル につき 1 時間	100 円
		休日		120 円

- 1 休日は、土・日・祝日及び12月29日から翌年1月3日まで。
- 2 冷暖房を使用する場合の待合交流スペースの利用料は、この表に定める金額の20パーセント分を加算した額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて利用料金を計算します。

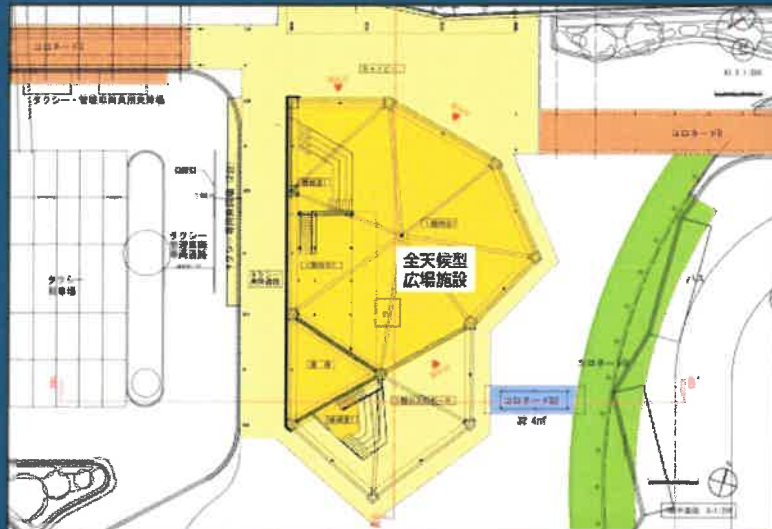
附属設備利用料金

品名	単位	金額(税込)
大型ディスプレイ	1 時間 1 式	1,000 円
ポータブルステージ	1 時間 1 セット	100 円
長机	1 時間 1 机	50 円
パイプ椅子	1 時間 1 脚	30 円
コンセント	1 時間 1 箇所	100 円
上水道	1 時間 1 箇所	100 円

利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げて利用料金を計算します。



1階平面図



2階平面図



指定管理者：株式会社ホクタテ・表示灯株式会社共同体

【別表 2】 加賀温泉駅全天候型広場利用料金の減免について

指定管理者：㈱ホクタテ・表示灯㈱共同体

利用予約時に減免の申し出があり、利用の 14 日前までに所定の申請書を提出し認められた場合に限り、施設使用料を以下の通りに減免します。

但し、④災害時の対応については事前申請は不要とします。

① 市が主催する事業に使用する場合	100%免除
② 市が共催する事業に使用する場合	50%減額
③ 公的教育機関の教育の用に使用する場合	100%免除
④ 災害時などの応急施設としての用に供する場合	100%免除

※③公的教育機関とは学校教育法で定められた学校とします。

以上

【別表2】

決 裁	責任者	回 議	担当者	受付番号

加賀温泉駅全天候型広場施設使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者 株式会社ホクタテ・表示灯株式会社共同体

住所又は所在地 _____

氏名又は団体名 _____

申請者(代表者) _____

連絡責任者 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり使用料の 免除 ・ 減額 を申請します。

使用目的 及び内容	事業の名称				
	事業の目的				
	事業の内容				
使用日時	1	年 月 日 () 午 (前・後) 時 分	~	午 (前・後) 時 分	
	2	年 月 日 () 午 (前・後) 時 分	~	午 (前・後) 時 分	
	3	年 月 日 () 午 (前・後) 時 分	~	午 (前・後) 時 分	
使用場所	1		2		3
	※冷暖房の使用 有 ・ 無	附属設備使用の 場合、記入して ください。	品 名 :		
			使 用 数 :		
使 用 場 所 :					
減免を受けようとする理由					
減免通知書 送付先					

※申請の際は、名刺など本人・団体の確認ができる証明書を添付してください。

附属設備とは、大型ディスプレイ、ポータブルステージ、長机、パイプ椅子、コンセント、上水道のことをいいます。

【様式第1号】

加賀温泉駅全天候型広場利用許可申請書/利用許可書

指定管理者：(株)ホクタテ・表示灯(株)共同体

申請日： 年 月 日 ()

申請者：
住所：〒
電話番号：

利用希望日/冷暖房 (該当箇所に☑)	利用場所/利用希望時間 (該当箇所に☑、時間を記載)
年 月 日 () ～ 年 月 日 () ※同条件の場合は連続5日間まで 期間の記入可。 冷暖房利用 ☐ 要 / ☐ 不要	<input type="checkbox"/> 待合交流スペース(全体利用) : ~ : <input type="checkbox"/> " (1階全面利用) : ~ : <input type="checkbox"/> " (1階部分利用) : ~ : _____ 区画 <input type="checkbox"/> " (2階全面利用) : ~ : <input type="checkbox"/> 温泉中央広場 A (全面利用) : ~ : <input type="checkbox"/> " (部分利用) : ~ : _____ 区画 <input type="checkbox"/> 温泉中央広場口 B (全面利用) : ~ : <input type="checkbox"/> " (部分利用) : ~ : _____ 区画

【注意事項】

- ① 会場設営などの準備も含めて、利用時間を記載してください。
- ② 冷暖房の時間指定はできません。原則、利用時間と同一にて計算します。
- ③ 利用日毎に申請書を記入して下さい。但し、同条件なら期間を記入する事ができます。
- ④ 利用時間の30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて計算します。
- ⑤ 部分利用については10平方メートルを1区画とし、必要区画数を記載して下さい。

上記の申請について承認し、利用許可書とします。

指定管理者記入欄

承認日	承認者	確認者